

水戸市規則第33号

水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則を次のように定める。

平成29年3月31日

水戸市長 高橋 靖

水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「介護予防訪問介護相当サービス」という。）を行う事業をいう。
- (2) 訪問型介護予防事業 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、市長が定める基準に従って、保健又は医療の専門職により生活機能に関する相談、指導等を行う事業をいう。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス事業 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）を行う事業をいう。
- (4) 通所型介護予防事業 居宅要支援被保険者等について、市長が指定する場所に通わせ、当該場所において、市長が定める基準に従って、保健又は医療の専門職により運動の運動機能の向上、栄養改善の指導等を行う事業をいう。
- (5) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、法、施行令及び施行規則の例による。

(事業の内容等)

第3条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業として次の各号に掲げる事業を市が自ら実施する方法のほか、法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施又は法第115条の47第1項の規定に基づく委託を受けたものによる実施の方法により行う。

(1) 第1号事業のうち次に掲げるもの

- ア 介護予防訪問介護相当サービス事業
- イ 訪問型介護予防事業
- ウ 介護予防通所介護相当サービス事業
- エ 通所型介護予防事業
- オ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

2 前項に定めるもののほか、市長は、介護予防・日常生活支援総合事業として第1号事業のうち訪問型生活支援サービス事業（居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者

等の居宅において、市長が定める基準に従って、洗濯、掃除、買物その他の日常生活の支援に係るサービスを行う事業をいう。)を当該サービスを提供する者に対する補助の方法により行う。

(第1号介護予防支援事業による支援の依頼の届出)

第4条 居宅要支援被保険者等(法第58条第4項の規定により指定介護予防支援を受けることにつき市長に届け出ている者を除く。)が第1号介護予防支援事業による支援を受けようとするときは、あらかじめ、第1号介護予防支援事業依頼届(様式第1号)に被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第5条 指定事業者の当該指定に係る介護予防訪問介護相当サービス事業及び介護予防通所介護相当サービス事業を行う事業所により行われる当該介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス(以下「指定第1号事業」という。)を利用した者(以下「指定第1号事業利用者」という。)は、当該指定第1号事業に要した費用の額を当該指定事業者に支払わなければならない。

2 訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業及び一般介護予防事業に係る利用料は、無料とする。ただし、利用者は、訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業又は一般介護予防事業を受けた場合で、次の各号に掲げる費用を生じたときは、当該費用を負担しなければならない。

(1) 食材料費

(2) 教材費

3 第1号介護予防支援事業に係る利用料は、無料とする。

(指定第1号事業支給費の算定方法)

第6条 指定第1号事業支給費(第1号事業支給費のうち指定第1号事業に係るものをいう。以下同じ。)の算定方法は、別に定める。

(指定第1号事業支給費の額の特例)

第7条 市長は、災害その他特別の事情により理由があると認めるときは、当該指定第1号事業利用者の申請により、指定第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 前項の申請は、指定第1号事業支給費特例認定申請書(様式第2号)に被保険者証及び負担割合証を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、速やかに指定第1号事業支給費特例認定・不認定決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、指定第1号事業支給費特例認定の決定をしたときは、当該申請をした者に対し、指定第1号事業支給費特例認定証(様式第4号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

4 認定証の有効期限は、市長が別に定める。

5 認定証の検認については、水戸市介護保険規則(平成12年水戸市規則第51号)第4条から第6条までの規定を準用する。

(指定高額第1号事業支給費の支給)

第8条 市長は、指定第1号事業利用者が受けた指定第1号事業に係る費用が著しく高額であるときは、当該指定第1号事業利用者に対し、高額介護予防サービス費に相当する費用(以下「指定高額第1号事業支給費」という。)を支給するものとする。

2 指定高額第1号事業支給費は、同一の世帯に属する要介護被保険者及び居宅要支援被保険者等が同

一の月に受けた居宅サービス等、介護予防サービス等及び指定第1号事業に係る費用の合計額（高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費を控除して得た額。以下「第1号事業費用世帯合算額」という。）が、施行令第29条の2の2第2項から第9項までの規定の例による被保険者の区分に応じた額（以下「高額第1号事業算定基準額」という。）を超える場合に支給するものとする。

- 3 指定高額第1号事業支給費の額は、第1号事業費用世帯合算額から高額第1号事業算定基準額を控除して得た額に、第1号被保険者^{おん}按分率（指定第1号事業利用者が当該月に利用した指定第1号事業に係る費用を同一の世帯における当該費用の合計額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。
- 4 指定高額第1号事業支給費の支給を受けようとする指定第1号事業利用者は、指定高額第1号事業支給費支給申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 5 指定高額第1号事業支給費が、施行令第29条の2の2第7項から第9項までの規定の例によるものであるときは、指定高額第1号事業支給費支給申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。
- 6 市長は、第4項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、適否を決定し、速やかに指定高額第1号事業支給費支給・不支給決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 7 指定高額第1号事業支給費の支給に必要な事項は、この規則に定めるもののほか、施行令第29条の2の2の例による。

（準用）

第9条 法第66条から第69条までの規定は、指定第1号事業支給費の支給について準用する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日に作成した各様式用の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

水戸市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

第1号介護予防支援事業依頼届

第1号介護予防支援による支援を受けたいので、水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		生年月日	
		年 月 日	
※保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格	<input type="checkbox"/> 届出の重複	

備考 ※欄は、記入しないでください。

年 月 日

水戸市長 様

指定第1号事業支給費特例認定申請書

水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第7条第2項の規定により次のとおり申請します。

被 保 険 者	フリガナ		保 険 者 番 号	
	氏 名			被 保 険 者 番 号
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所			
世帯の生 計を主と して維持 する者	氏 名			
	住 所			
申 請 の 理 由				

申請者が本人以外の場合は、記入してください。

申 請 者	氏 名		本人との関係	
	住 所			

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

指定第1号事業支給費特例認定・不認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定第1号事業支給費の特例の認定について、次のとおり決定したので、水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第7条第3項の規定により通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
-------------	--	-------------	--

決 定 年 月 日	
-----------	--

決 定 事 項	
承 認 する	適用年月日 (承認内容) 有効期限
承 認 しない	理由

審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分についての審査請求をした日から3カ月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、当該裁決を経ないでも処分の取消しの訴えができます。

様式第5号（第8条関係）

水戸市長 様

指定高額第1号事業支給費支給申請書
（ 年 月利用分）

水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第8条第4項の規定により次のとおり申請します。

被 保 険 者	フリガナ		保険者番号	
	氏 名		被保険者番号	
	生年月日	年 月 日	性 別	
	住 所	電話番号		
利用者負担額 (当該月分の支 払額合計)		円		

水戸市に住民票のない方（住所地特例の適用を受けている方）で、同一の世帯にこの申請に係る被保険者以外の被保険者がいる場合は、下記の世帯構成を記入してください。）

		氏 名	生年月日	性別	介護保険 被保険者番号 (介護保険の被保険者の場合のみ)
世 帯 構 成	世帯主				
	世帯員				

（本申請に係る委任）

私（被保険者）は、次の事項について委任します。

- (1) 本申請については、 を代理人と定め当該申請に係る一切の権限（取下げに関する権限を含む。）を委任すること。
(2) 本申請に係る指定高額第1号事業支給費の受領については、下記の口座名義人が受領すること。

被保険者氏名

印

申請者が本人以外の場合は、記入してください。

申 請 者	氏 名	印	本人との関係	
	住 所	電話番号		

上記の指定高額第1号事業支給費を下記の口座に振り込んでください。

銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	預金種目	金融機関 コード	店舗 コード	口座番号
		1. 普通			
		2. 当座			
		3. その他			
フリガナ					
口座名義人					

様

水戸市長 印

指定高額第1号事業支給費支給・不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定高額第1号事業支給費の支給について、次のとおり決定したので、水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第8条第6項の規定により通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
本人支払額	円
支給費の種類	
支給金額	円
不支給・減額の理由	

支 払 方 法			
窓 口 払		口 座 払	
お持ちいただくもの	支払場所	振 込 先	金融機関
			口座種目
口座番号			
口座名義人			
支払期間			振込予定日

審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分についての審査請求をした日から3カ月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、当該裁決を経ないでも処分の取消しの訴えができます。